

栄養ケア・ステーションは、栄養ケアを提供する地域密着型の拠点です。地域の皆さまの食の課題に、全国の管理栄養士・栄養士が対応します。

※「栄養ケア・ステーション」は、日本栄養士会の登録商標

【栄養ケア・ステーションの主な業務】

- (1) 栄養相談（下記(7),(8),(9)を除く）
- (2) 特定保健指導
- (3) セミナー、研修会への講師派遣
- (4) 健康・栄養関連の情報、専門的知見に基づく成果物（献立等）等の提供
- (5) スポーツ栄養に関する指導・相談
- (6) 料理教室、栄養教室の企画・運営
- (7) 診療報酬・介護報酬にかかる**栄養食事指導とこれに関連する業務**
- (8) 上記以外の病院・診療所などの医療機関と連携した**栄養食事指導**
- (9) **訪問栄養食事指導**
- (10) 食品・栄養成分表示に関する指導・相談
- (11) **地域包括ケアシステムにかかる事業関連業務**

※赤字は介護等に関する業務

栄養ケア・ステーション（栄養CS）とは ②

社保審-介護給付費分
科会第181回(R2.8.3)
資料11より抜粋

- 日本栄養士会は、栄養CSを運営すると共に、栄養ケア・リサーチ・センター（JDA-CRC）としての機能（認定栄養CSの審査と認定、リーダー研修、情報収集、事業企画・支援、情報解析・検証など）を有する。
- 都道府県栄養士会の栄養CSは、栄養ケア・センター機能（人材育成事業、認定CS支援、委託事業の振り分け）を有する。
- 全国の地域に展開する認定栄養CS（344ヶ所；2020.7現在）は、地域住民の健康支援や介護予防、疾病予防や重症化予防、在宅医療や在宅療養に貢献するための活動を実施。

1. 管理栄養士・栄養士の活動拠点である
2. 地域密着型である
3. 栄養ケアを提供する仕組みがある
4. 栄養ケアを提供するための拠点である

- 栄養CSは、栄養ケアを地域住民の日常生活の場で実施する
- 管理栄養士・栄養士が、栄養ケアに関する管理栄養士・栄養士と地域住民との間のアウトリーチ（outreach）とアクセス（access）を抜本的に拡充していく取組を行うための地域社会づくりを実施する
- 栄養CSは、食のプライマリ・ヘルス・ケアの協働するネットワークとしての 事業を組織化する

介護報酬及び診療報酬における栄養ケア・ステーションの位置づけ

社保審-介護給付費分科会第181
回(R2.8.3)資料11より抜粋

介護報酬

<平成30年度介護報酬改定>

【通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション】

○栄養改善加算について、管理栄養士1名以上の配置が要件とされている現行の取扱いを改め、**外部の管理栄養士の実施でも算定を認める**こととする※。

※ 当該事業所の職員として、又は外部（他の介護事業所・医療機関・**栄養ケア・ステーション**）との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。

診療報酬

<平成30年度診療報酬改定>

【入院栄養食事指導料2】

○有床診療所において、当該診療所以外（**栄養ケア・ステーション**及び他の保険医療機関に限る。）の管理栄養士が当該診療所の医師の指示に基づき、指導（対面に限る。）を行った場合に算定する。

<令和2年度診療報酬改定>

【外来栄養食事指導料2】

○外来・在宅患者に対する栄養食事指導を推進する観点から、診療所における外来栄養食事指導料及び在宅患者訪問栄養食事指導料について、他の医療機関及び**栄養ケア・ステーションの管理栄養士が栄養指導を行った場合を評価する。**

【在宅患者訪問栄養食事指導料2】

○診療所において、特別食を医師が必要と認めたものに対し、当該保険医療機関以外（**日本栄養士会若しくは都道府県栄養士会が設置し、運営する「栄養ケア・ステーション」**又は他の医療機関に限る）の管理栄養士が、当該保健医療機関の医師の指示に基づき対面で必要な栄養指導を行った場合に算定する。